

他市の事例 (入学・転入学までの流れ)

入学・転入学に係る手続きの傾向

共通点

本人の「通いたい」という意思の確認や体験・面談を通じた適切な支援の検討を実施

入学・転入学の対象者

- ・原則として、その学校が設置されている市区町村に在住していること。
- ・不登校またはそれに準ずる状態・傾向にあること。（※年間90日以上欠席を一つの目安としている場合も有り）
- ・本人が学びの多様化学校での学習を希望し、登校して学ぶ意欲があること。

入学・転入学までの一般的な手続きの流れ

自治体によって細かな時期は異なるが、概ね次のステップで実施

【相 談】 現在在籍している学校や教育委員会、不登校支援窓口への相談から開始。

【学校説明会】 学校の特色や教育課程を理解するために必須、あるいは強く推奨。

【面 談】 本人および保護者と教育委員会や学校関係者による個別面談を実施。現在の状況や希望を確認。

【体験入学等】 数日間から1ヶ月程度の体験期間を設け、本人が学校の雰囲気馴染めるかを確認。多くの学校で必須の手続きとなっている。

【申 請 書】 面談や体験を経て、最終的に入学・転入学を希望する場合に申請書を提出。

【検討・決定】 教育委員会が設置する検討委員会などで入学・転入学が本人にとって最適な支援であるのかを総合的に判断し、その結果を通知。

① 鎌倉市立由比ガ浜中学校(神奈川県) 令和7年4月開校

スクールビジョン 「自分らしく学び、自分らしく成長できる学校」

対象	次の①～③のすべてに該当する児童生徒のうち、教育委員会が認めた児童生徒 ① 鎌倉市内に在住している児童生徒 ② 不登校状態または不登校傾向にある児童生徒 ③ 由比ガ浜中学校で学びたいという思いのある児童生徒 ※市外在住で転入学年度の4月に鎌倉市に転入予定の場合、転入学のプロセスを経た児童生徒のみ対象となります。 ただし定員をオーバーしている状況では鎌倉市在住の児童生徒を優先する場合があります。
手続き	学校説明会→在籍校面談→教育委員会面談→学校体験→教育相談→転入学検討委員会→決定内容通知→在籍校面談→転入学説明会

② 福岡市立百道松原中学校(福岡県) 令和7年4月開校

めざす学校像 「人とのつながりの中で自分の可能性に気づき、新たな一歩を踏み出すことができる学校」

対象	○福岡市内に住民登録をしている新中学1年生から新中学3年生 ○不登校、または、不登校傾向の児童生徒 不登校…病気・経済的な理由以外で年間30日以上欠席 不登校傾向…教育支援センターやフリースクール等に通所している、在籍学級に入ることができず別室で過ごすことが多い等
手続き	学校説明会→子ども面談及び保護者面談→授業体験→転入学希望届等の提出→転入学検討委員会→決定通知を在籍校へ送付→転入学